

総 括 調 査 票

調査事案名	(6) 刑務所出所者等に対する就労支援			調査対象 予 算 額	令和2年度 821百万円 (参考 令和3年度: 829百万円)		
府省名	法務省	会計	一般会計	項	更生保護活動費ほか	調査主体	本省
組織	更生保護官署ほか			目	保護観察対象者等職業補導給付金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)に基づき、再犯防止対策の充実強化の一環として実施されている犯罪や非行をした人(以下、「刑務所出所者等」という。)への就労支援に関する事業や制度である。近年、刑務所出所者等の無職者数が高水準で推移しており、無職者と有職者の再犯率には約3倍の格差【図1】があることから、再犯防止のためには就労の確保が緊要となっている。

主な就労支援の内容

刑務所出所者等就労奨励金 (令和3年度予算: 575百万円)

○刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言等を行う協力雇用主に対して、以下の奨励金を支払う制度(最長1年間・最大72万円)【図2】

◀就労・職場定着奨励金▶

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月、月額最大8万円を支払い

◀就労継続奨励金▶

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごと2回、最大12万円を支払い

更生保護就労支援事業 (令和3年度予算: 227百万円)

○就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて主に以下の業務を実施(令和3年度は23か所で実施)

◀就職活動支援業務▶

施設面接等による職業適性、希望等の把握など、対象者に対する矯正施設入所中から就職までの就労支援

◀職場定着支援業務▶

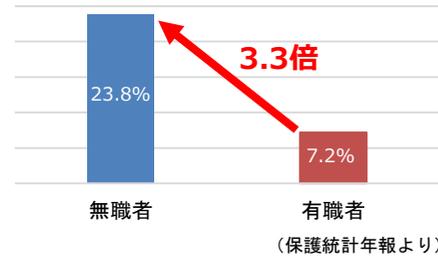
就職先に対する刑務所出所者等の特性の理解促進、職務内容の設定など「寄り添い型」の就労支援

身元保証制度

(令和3年度予算: 27百万円)

○就職時の身元保証人を確保できない刑務所出所者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度(最大200万円)

【図1】有職者・無職者の再犯率(令和元年)



【図2】刑務所出所者等就労奨励金の概要



協力雇用主とは

刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、刑務所出所者等を雇用し、又は雇用しようとする事業者である。全国の保護観察所にて申込の受付及び登録を行っている(令和2年度登録者数24,213社(者)(令和2年10月1日現在))。

②調査の視点

1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

協力雇用主の登録数は年々増加傾向にあるものの、直近1年に刑務所出所者等を雇用した事業者数は登録数に比べ低調である(2,435社(者)(令和2年10月1日現在))。

協力雇用主の実体や保護観察所の運用状況等を把握し、刑務所出所者等の雇用促進のため、新たに取り組むべき方策はあるか確認を行う。

2. 就労支援の効果検証について

刑務所出所者等に関する就労支援事業について、効率的・効果的に実施されているか。特に比較的近年

(平成27年度)に導入された刑務所出所者等就労奨励金制度の活用による刑務所出所者等の就労に及ぼす効果について、対象者の就労状況(就労開始後、一定期間経過内の有職無職の状況)の観点から調査を行う。

【調査対象年度】

令和2年度

【調査対象先数】

保護観察所 50か所

総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 刑務所出所者等に対する就労支援

③調査結果及びその分析

1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

(1) 刑務所出所者等の現状

・令和元年における刑務所出所者等の人数は34,806人(※1)。また、令和元年度における刑務所出所者等就労奨励金の支給対象者は3,281人である【図3】。

(※1) 保護観察対象者(新規開始人員)及び更生緊急保護申出者の人数

・協力雇用主の登録数は刑務所出所者等就労奨励金制度が開始された平成27年と比較して、令和2年には9,725社(者)増加、協力雇用主の下での被雇用者数は新型コロナウイルス感染症の影響がない令和元年時点で955人増加しているものの、協力雇用主に対する被雇用者数の比率は伸びが低調な状況である【図4】。

【図3】刑務所出所者等の人数



(2) 雇用手順等の認知状況

・協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するためには、協力雇用主が主体となって保護観察所等に相談をしながら、ハローワーク等で求人募集を行う必要があるものの、協力雇用主へのアンケート調査(※4)によれば、刑務所出所者等を一度も雇用したことがない理由で最も多かった回答は、金銭面の不安など経済的な理由ではなく、「保護観察所から連絡がないため」【表1】となっており、保護観察所から協力雇用主への制度の周知及び説明が必ずしも十分ではないことが考えられる。

(※4) 引用元：協力雇用主に対するアンケート調査の結果について(法務省保護局報道発表資料(平成31年3月29日))

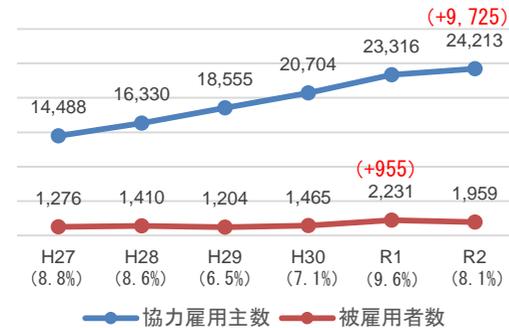
(3) 保護観察所の取組

・協力雇用主に対する奨励金制度の説明等を目的とした研修会は、法務省保護局の内部規定に基づき、実施することが定められているが、各保護観察所において、内部規定に基づく研修会の他に、協力雇用主に対して独自の研修会やアンケートを実施しているか全50官署に確認したところ、そのいずれかを実施している官署が25か所あった。

・また、保護観察所別の直近1年間(令和2年10月1日時点)の協力雇用主の雇用実績を確認したところ、雇用率(雇用実績のある協力雇用主数/登録協力雇用主数)が平均以上で、雇用状況の比較的良好な官署の約7割が独自の研修会やアンケートを行っていることが把握された【表2】。

【図4】協力雇用主及び被雇用者数の推移

(単位：社(者)、人)



(※2) 基準日は平成30年まで4月1日、令和元年から10月1日としている。

(※3) 年次下の()内は協力雇用主に対する被雇用者の比率

【表1】協力雇用主へのアンケート調査結果(抜粋)

〈問〉(協力雇用主として刑務所出所者等を雇用したことがない者に対して)雇用したことがない理由をお知らせください。《複数回答可》

回答内容	保護観察所から連絡がないため		人手が足りていたため		経営上雇用する余裕がないため	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合
回答者数(全197)	93	47.2%	40	20.3%	30	15.2%

【表2】各官署の独自施策実施状況

雇用率	全体	実施官署		未実施官署	
		割合	割合	割合	割合
平均以上	15	11	73.3%	4	26.7%
平均以下	16	7	43.8%	9	56.3%
	31	18	58.1%	13	41.9%

(※5) 協力雇用主登録数300社(者)以上の官署を対象とした。

(※6) 対象官署の平均雇用率は9.1%である。

(※7) 雇用率は令和2年10月1日時点のものである。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 刑務所出所者等の雇用促進のための方策について

刑務所出所者等の雇用を促進するためには、協力雇用主と緊密な関係を構築することが不可欠である。独自の施策を実施するなど制度運用の推進に積極的な保護観察所の取組内容を他の保護観察所でも活用・横展開することを検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 刑務所出所者等に対する就労支援

③調査結果及びその分析

2. 就労支援の効果検証について

- 刑務所出所者等就労奨励金のフロー図は【図5】のとおりである。なお、この奨励金は自力での就労が厳しい刑務所出所者等を対象としたものであるが、就労は基本的には刑務所出所者等の自力で行うことを前提としている。
- 各保護観察所に対し、刑務所出所者等就労奨励金の効果検証のため、出所後に就労をどの程度継続できているのか、当該奨励金の支給対象者及びその他の非対象者のサンプル調査(※8)を実施した。
(※8) 各保護観察所で区分(奨励金の各コース及びその他)ごとに6件を上限として、令和元年8月から10月の期間内に就労を開始した者から、開始時期の早い順に抽出した(上限に満たない場合、別の月に就労を開始した者を同じ要領で抽出)。
- 対象者数が多かった号種の対象者(3号観察、更生緊急保護)ごとに就労開始後12か月以内の有職率(※9)を確認したところ、【表3】のとおり、奨励金の支給額が手厚いAコース、Bコースの順に有職率が高くなっており、一定の効果が生じていることが確認された。
(※9) 調査対象者の内、一定期間、有職であることが確認できた者の割合

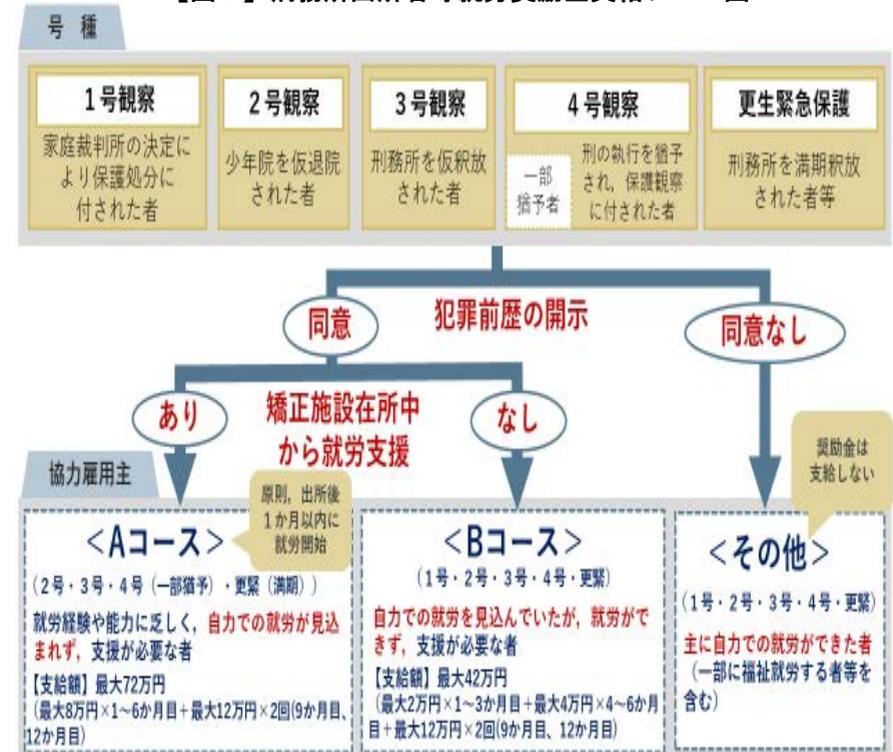
【表3】号種別の就労状況(就労開始後12か月以内) (単位:人)

号種	区分	対象者数 (①)	有職率(②/①)		
			有職(②)	無職等	
3号観察	Aコース	130	59	71	45.4%
	Bコース	65	24	41	36.9%
	その他	35	10	25	28.6%
更生緊急保護	Aコース	15	5	10	33.3%
	Bコース	56	17	39	30.4%
	その他	16	3	13	18.8%
全体	Aコース	178	83	95	46.6%
	Bコース	195	88	107	45.1%
	その他	75	31	44	41.3%

(※10) 転職・転居・病気等の理由で退職した者は含めず。

(※11) 無職等には、調査時点で連絡先不明などで状態が不明な者を含む。

【図5】刑務所出所者等就労奨励金支給フロー図



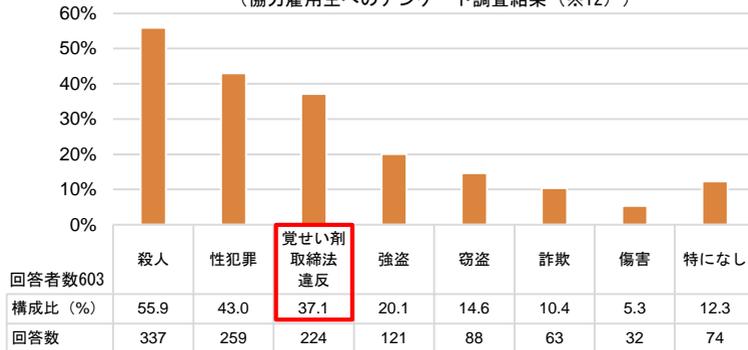
総 括 調 査 票

調査事案名 (6) 刑務所出所者等に対する就労支援

③調査結果及びその分析

- ・他方で、Aコース、Bコースごと、対象者の年齢別で比較したところ、50歳以上の者は50歳未満の者に比べ、有職率は低い状況であった【図6】。
- ・また、「覚せい剤取締法」関係で検挙された者（覚せい剤事犯対象者）については、協力雇用主の約4割が雇用に抵抗感があり【図7】、雇用対象から除かれる傾向が見受けられる。しかしながら、対象者を罪名別や類型別で分けたところ、覚せい剤事犯者や覚せい剤取締法に関連する対象者は、類型の異なる対象者や全対象者の平均に比べて有職率が高く、就労が継続できている者の割合が比較的多い状況であった【図8】【図9】。

【図7】雇用することに抵抗感が強い罪名・非行名
(協力雇用主へのアンケート調査結果(※12))

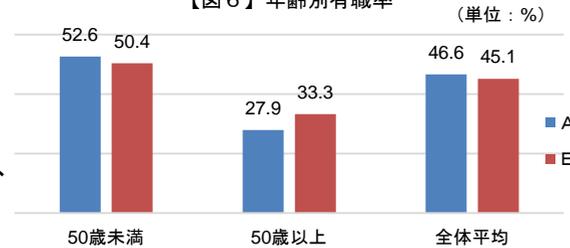


(※12) 引用元：協力雇用主に対するアンケート調査の結果について（法務省保護局報道発表資料（平成31年3月29日））

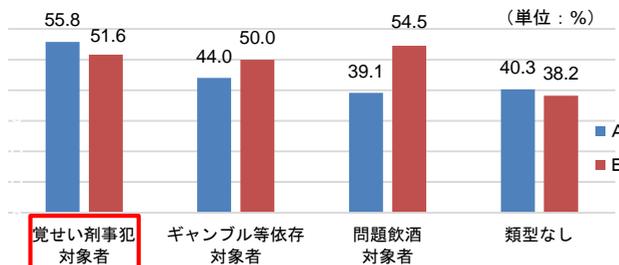
(※13) 協力雇用主603社（者）への問い「犯罪や非行をした人の罪名・非行名のうち、雇用することに抵抗感が強いものがあれば、3つまで選択してください。特になければ、『特になし』を選択してください」に対する回答結果（抜粋）

- ・以上のように、有職率が低い年齢層の対象者や、有職率が比較的高いにも関わらず、罪名の印象により就職口が狭まる傾向のある対象者がいるものの、刑務所出所者等就労奨励金はコースごとで一律の金額が支給されており、年齢や罪名の印象などで就労に不利な状況に置かれている者に対して、メリハリのある措置が講じられていない状況である。

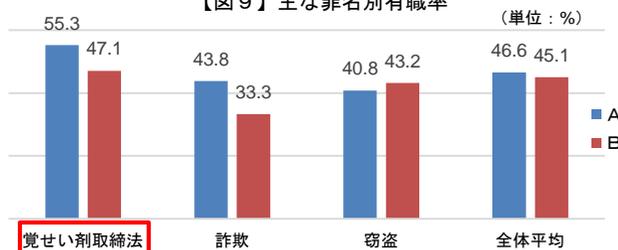
【図6】年齢別有職率



【図8】類型別有職率



【図9】主な罪名別有職率



④今後の改善点・検討の方向性

2. 就労支援の効果検証について

刑務所出所者等就労奨励金制度について、現在のスキームを活用しつつ、有職率の向上等のため、現状の予算の範囲内で、さらに効率的な運用ができるよう対象者の年齢や類型などの事情を勘案した上で、比較の有職率の高い年齢層には自力での就労をより促し、年齢や罪名等で就労が不利な対象者には手厚くするなど制度の運用方法の見直しを検討すべき。